

第5章

第5章 保健・医療・福祉の提供体制の充実

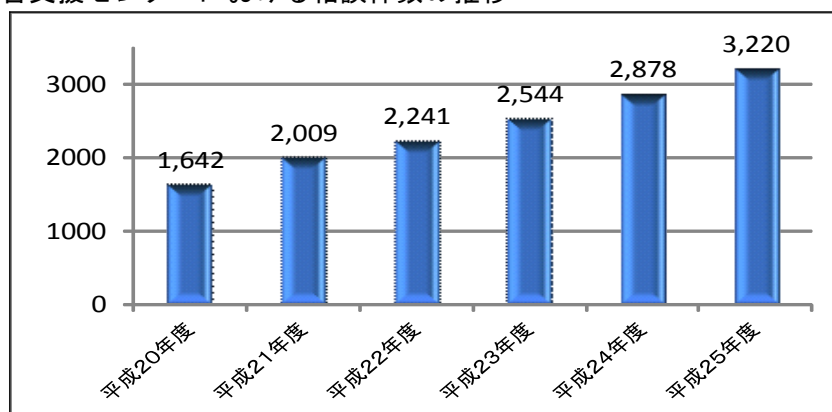
1 障害保健対策

(1) 発達障害^{注1}

【現状と課題】

ア 本県では、平成18年度に発達障害者支援センターを設置し、専門的な相談支援を実施していますが、設置以来、相談件数は右肩上がりの状況が続いていることなどから、支援体制のあり方が課題となっています。

発達障害支援センターにおける相談件数の推移



〔資料〕群馬県「群馬県発達障害者支援センター事業実施状況報告」

- イ 発達障害児の支援については、早期から行うことが重要であることから、市町村が実施している乳幼児健診において、発達障害を発見することが求められています。
- ウ 保育所や学校等の教職員等による支援体制の強化や支援情報の有効活用が必要となっています。
- エ 日中・夜間において、発達障害の特性に応じた支援を提供できる生活の場の確保が必要です。
- オ 発達障害の診断及び対応ができる医療機関の確保や県民への医療機関に関する情報提供が必要となっています。
- カ 発達障害者の社会参加を促進するためには、社会において発達障害が正しく理解されることが必要です。

注1 自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの、通常低年齢で発現する脳機能障害

【施策の方向】

- ア 身近な地域において、ライフステージに応じた途切れることのない一貫した支援を提供できるよう、専門的な知識・技術を持つ支援者を地域ごとに養成し、相談支援事業や療育事業等の充実を図るとともに、関係機関相互の連携体制の構築を推進します。
- イ 乳幼児健診における発達障害の発見に関して、保健師等の知識・技術の向上を図ります。
- ウ 保育士や教職員等を対象とした発達障害に関する研修の計画的な実施や、家族等に対し、情報共有ツールの周知・活用を支援します。
- エ 地域におけるニーズ等を踏まえ、グループホーム（共同生活援助）^{注1}等の確保を図るとともに、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等^{注2}の整備を推進します。
- オ 発達障害の診療を行っている医療機関や関係機関等との連携を強化し、円滑に医療支援を受けることができる体制の整備を図ります。
- カ イベントや講演会、各種研修会等を通して、発達障害についての正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間を広く周知します。

[参考] 「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」について

自閉症は、脳の機能に影響を及ぼす神経障害に起因し、一生続く発達障害であり、その影響は、性別、人種又は社会経済的地位を問いません。

そのため、世界のあらゆる地域で子どもやその家族、コミュニティ、社会に影響が及んでいます。

そこで、国連では、自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくこと、理解をしていただくことは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながるものと考え、世界自閉症啓発デーを設定しました。

これを踏まえ、厚生労働省では、世界自閉症啓発デーから続く1週間を発達障害啓発週間と位置づけ、自閉症等の発達障害の啓発を推進しています。

(2) 重症心身障害^{注3}

【現状と課題】

- ア 近年、常時、医学的管理下に置かなければならない重症心身障害児（者）（超重症心身障害児等）が増加しています。

注1 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う福祉施設

注2 就労継続支援事業所：一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う福祉施設

地域活動支援センター：障害によって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設

注3 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態

- イ 超重症心身障害児等への対応が可能な施設が不足していることや、在宅医療の体制が十分ではない等の理由により、病院を退院できずに長期入院となっている場合があります。

[参考]在宅重症心身障害児（者）数の推移 (単位：人)

平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
321	347	331	368	381

[資料] 群馬県中央児童相談所（北部支所を含む）・群馬県西部児童相談所・群馬県東部児童相談所「事業概要」

【施策の方向】

- ア 医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所、生活介護事業所、短期入所事業所等^{注1}の整備を促進します。
- イ 安心して在宅療養ができるよう、市町村や医療・福祉・教育等の関係機関等と連携し、在宅医療を支える体制の構築を図ります。

(3) 高次脳機能障害^{注2}

【現状と課題】

高次脳機能障害は、表面上分かりにくい障害であるため、周囲の方に理解されにくく、本人や家族の負担が大きくなっています。適切な支援体制の確立を図るとともに、高次脳機能障害の診断や対応ができる医師及び専門スタッフの養成が必要となっています。

【施策の方向】

高次脳機能障害支援拠点機関を設置するなど支援体制の整備を推進するとともに、医師及び専門スタッフの養成のための研修を実施します。また、高次脳機能障害に対する正しい理解を深めるための普及啓発を行います。

注1 障害児通所支援事業所：就学前や学校就学中の障害児に対して、集団生活への適応訓練や生活能力向上のための訓練等を行う福祉施設

生活介護事業所：常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する福祉施設

短期入所事業所：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で入浴、排せつ、食事等の介護を行う福祉施設

注2 交通事故や脳卒中等による脳血管障害等により、脳に損傷を受けた後遺症等として起こるものであり、記憶障害や注意障害といった認知機能障害や社会的な行動障害等のこと

2 感染症・結核・肝炎対策

(1) 新型インフルエンザ等対策

【現状と課題】

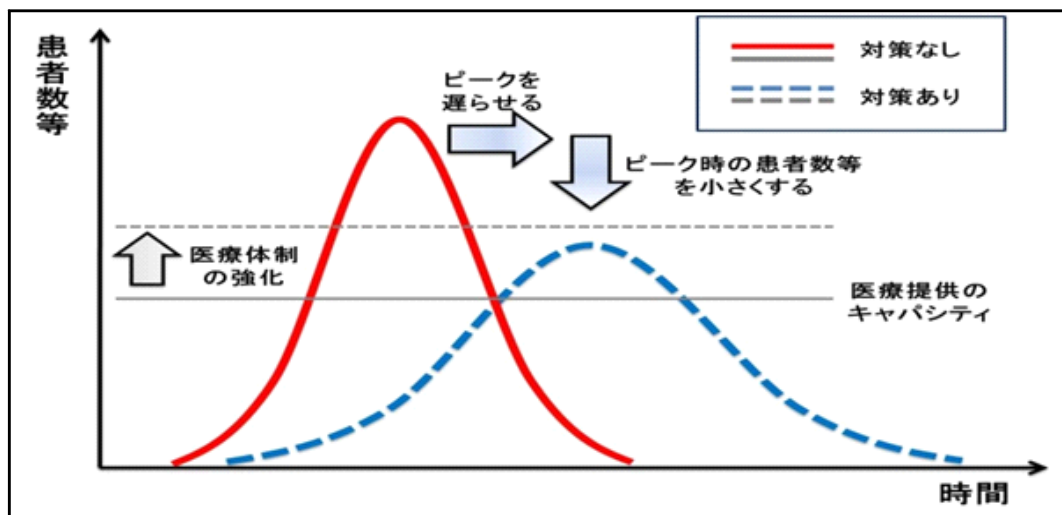
- ア およそ10年から40年の周期で世界的に流行し、大きな健康被害と社会的影響をもたらす新型インフルエンザの発生が懸念されています。
- イ 新型インフルエンザ等発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び経済に及ぼす影響を最小とするため、発生時の措置及び緊急事態時の特別な措置を定める必要があります。
- ウ 新型インフルエンザ等のすべての発生段階において、行政、医療機関、事業者、県民の間でのコミュニケーションが必要です。
- エ 感染の予防又はまん延を防止する対策を講じるための体制を整備することが必要です。
- オ 効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に整備しておく必要があります。

【施策の方向】

ア 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護します。
- ② 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

対策の効果 概念図



〔資料〕群馬県「群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画」

イ 主要な新型インフルエンザ等対策

- ① 新型インフルエンザ等発生時における措置を定めた計画や各種マニュアルを作成します。

- ・ 県の行動計画やマニュアルを策定します。
 - ・ 市町村の行動計画の作成を推進します。
- ② 情報提供・共有体制の整備
- ・ 医療機関、事業者、県民に対して、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に情報提供を行います。
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるための窓口設置等の体制を整備します。
- ③ 予防・まん延防止のための体制整備
- ・ 個人、地域、職場における基本的な感染対策の周知を行います。
 - ・ 事業者に対して、特定接種^{注1}の登録事業者への登録を働きかけるとともに、特定接種の対象となりうる者が、速やかに接種できるよう、接種体制の整備を推進します。
 - ・ 住民接種^{注2}について、速やかに接種ができるよう、市町村における接種体制の整備を推進します。
- ④ 医療体制の整備
- ・ 保健所単位で、地域の医療関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を図ります。
 - ・ 医療機関における診療継続計画の策定を推進します。
 - ・ 医療機関等と連携しながら、発生時を想定した訓練を実施します。
 - ・ 必要となる医療資機材を医療機関があらかじめ備蓄・整備するための支援を行います。
 - ・ 県民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄するとともに、円滑に供給される体制を構築します。
- ⑤ 県民生活及び県民経済の安定確保のための体制整備
- ・ 指定地方公共機関^{注3}を指定するとともに、当該機関による新型インフルエンザ等対策業務を実施するための体制について、計画策定を推進します。

注1 新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して臨時に行われる予防接種

注2 新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認められるときに、予防接種法第6条第1項の規定により行う臨時の予防接種
または、新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合において、同法第6条第3項の規定により行う新臨時接種

注3 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

- ・ 一般の事業者における事業継続計画の策定を推進します。
- ・ 市町村における要援護者の生活支援体制の整備を推進します。

群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画における発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の重点	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生に早期発見に資める ・県内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・緊急拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の主体を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次に備えた第一波の評価 ・医療体制、社会経済活動の回復
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村、指定地方公共機関等を挙げての体制強化 ・県対策本部、県地対策本部の設置 ・市町村の段階で必要に応じて、『有識者会議』、幹事会を開催 ・地域対策会議で医療体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・県対策本部会議、県地対策本部会議、地域対策会議を開催し、取組を推進 ・必要に応じて『有識者会議』で取組を検討 ★必要に応じて「要援護者支援本部」 ★市町村対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議、県地対策本部会議、地域対策会議を開催し、取組を推進 ・必要に応じて『有識者会議』で取組を検討 ★必要に応じて「要援護者支援本部」 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価及び見直し ・自治対策本部が廃止された場合は、県対策本部の廃止
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 発生段階に応じたサーベイランスの実施 ・国内外の情報収集 ・県内発生に備えたサーベイランス体制の強化 ・患者の全数把握を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き患者の全数把握を実施 ・患者の臨床情報把握 ・『学校等』での集団発生の把握の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 ・『学校等』での把握強化は通常に回す（患者の増加に伴い全数把握は中止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の情報収集 ・通常のサーベイランスを実施 ・再流行予防のため、引き続き『学校等』での集団発生把握
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 一元的な情報発信、県民への分かりやすい情報提供 ・海外での発生状況等を情報提供 ・市町村、関係機関との情報共有 ・コールセンターの設置 ・医療機関相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県民への情報発信の強化 ・市町村、関係機関との情報共有の強化 ・コールセンターの充実・強化 ・医療機関相談窓口の設置の継続 	<p>同定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ ・コールセンターの縮小
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の準備・開始 ・ワクチン接種体制の構築 ・発生国への渡航注意 ・まん延防止対策の準備 ・PCR等の検査体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者対応（出席・入院措置等）、濃厚接触者対応（外出自粛、健康観察等） ・住民接種の準備・開始 ・住民等に対し、マスク着用、手洗い、密・エタナール等の基本的感染対策の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★『学校等』の施設の使用制限 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者対応（入院勧告・措置）、濃厚接触者対応（外出自粛、健康観察）の中止 ・住民接種、基本的感染対策実施の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ★『学校等』の施設の使用制限 ★患者数の増加に伴う医療体制への負荷が増大となる特別な場合に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次に備えた住民に対する手続接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生に備えた医療体制整備 ・「帰国者・接触者外来」の設置 ・「帰国者・接触者相談センター」の設置 ・診断、治療等の情報提供 ・PCR等の検査体制の整備 ・抗インフルエンザの放出等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・「帰国者・接触者外来」の継続 ・必要に応じて、一般の医療機関でも診療する体制に移行 ・診断、治療等の情報提供を継続 ・PCR検査等の重症患者増大を抑制 ・抗インフルエンザの放出等の検討 ・抗インフルエンザの適正な流通確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般医療機関での重症診療を開始 ・在宅患者へのファシリティ転方 ・診断、治療等の情報提供を継続 ・抗インフルエンザの放出 ・医療従事者に対する防護等への従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制に回す ・国の治療指針を医療機関に周知 ・抗インフルエンザの備蓄
経済・生活・社会の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・県の事業継続体制を構築 ・『県内事業者』に対し、職場における感染対策の推進を要請 ・『指定地方公共機関』、『登録事業者』に対し、事業継続の準備を要請 ・市町村に対し、連携の火器・官署の体制整備を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の事業継続体制を執行 ・『県内事業者』に職場感染対策を要請 ・消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者にも求め、危機しめが生じないよう要請 ★『指定地方公共機関』は準備の進捗のため、必要は措置を開始 ★緊急物資の調達 ★生活関連物資等の供給の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ★『指定地方公共機関』、『登録事業者』は事業を継続して実施 ★緊急物資の調達、物資の売渡し要請 ★生活関連物資等の供給の安定 ★市町村に対し、要援護者への生活支援を要請 ★稼働・火器の手続きの特例の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の事業継続体制を通常の体制に戻す ・市町村、事業者の被害状況を把握し、必要に応じて、支援

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 ★新型コロナウイルス等緊急事態宣言発令のみ必要に応じて実施する措置

発生早期(事前の準備)

- ・行動計画等の作成(国、県、市町村、指定地方公共機関、登録事業者等) / ・訓練の実施 / ・感染拡大や発生に際する情報提供
- ・ワクチン接種体制の整備 / ・抗インフルエンザの備蓄 / ・登録事業者(特定接種対象者)の登録 / ・地域医療体制の整備 / ・物資、資材の備蓄

〔資料〕群馬県「群馬県新型コロナウイルス等対策行動計画」

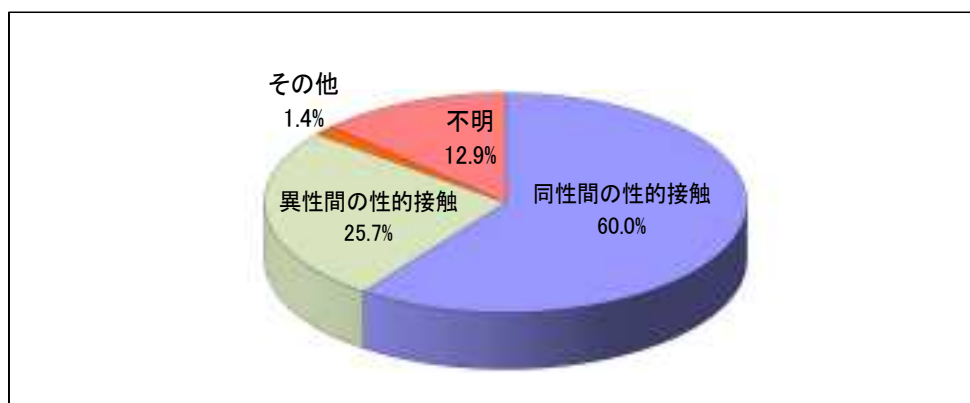
(2) エイズ対策

【現状と課題】

ア エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して起こる感染症で、病原体などから体を守る免疫機能を低下させ、日和見感染症^{注1}や悪性腫瘍にかかりやすくなる感染症です。

イ 感染のルートは、性行為感染、血液感染及び母子感染の3つです。

群馬県のHIV感染者（患者）の感染経路



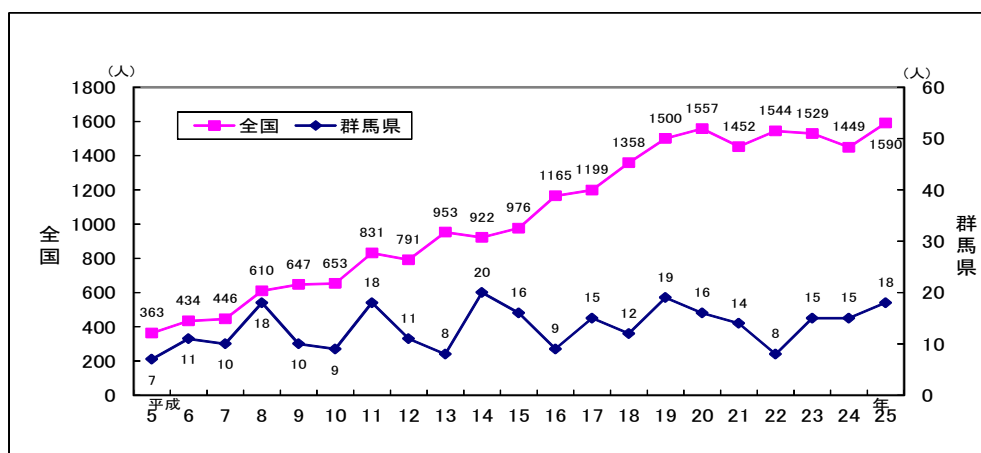
〔資料〕群馬県保健予防課調べ（平成21年～25年）

ウ HIVの感染予防には、正しい知識を持って行動することが大切です。非感染者の中では関心が薄れる傾向があり、ある程度の知識は持っていますが、行動に移せない、自分には関係ないと思っている方が多いという実態があります。

エ HIV感染者、エイズ患者は増加傾向にあるため、感染予防のための正しい知識の啓発活動及び匿名による無料相談・検査の実施、いまだに残っている感染者等に対する誤解や偏見をなくすための取組等が必要となっています。

注1 普段は病原性がない、又はあっても毒性の弱い微生物により宿主の免疫能力が低下したときに引き起こされる感染症

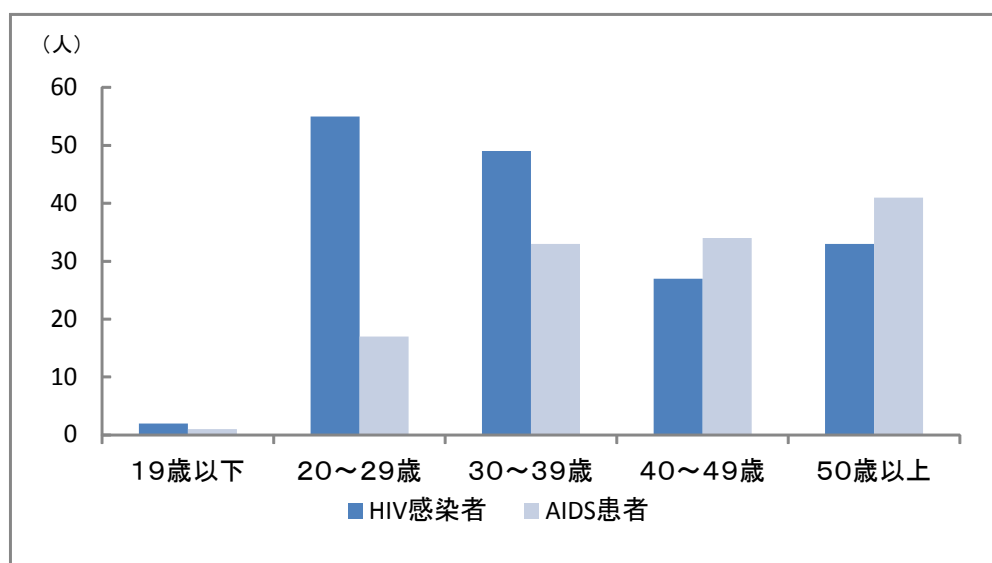
H I V感染者（患者）報告数の推移



〔資料〕エイズ動向委員会報告「エイズ発生動向年報（平成24年）」

オ HIV感染者は20代、30代に多く、AIDS患者はそれよりも年齢が高い30代以上に多く分布しています。

群馬県のH I V感染者・エイズ患者の年代別報告数（報告時点）



〔資料〕群馬県保健予防課調べ（昭和62年～平成25年）

カ 感染者等のプライバシーに配慮した医療の確保や治療体制の整備を図り、感染者等が安心して暮らせる社会づくりが必要となっています。

【施策の方向】

ア HIV感染の予防や社会的な偏見・誤解をなくすため、正しい知識について、普及啓発を積極的に行います。また、毎年6月のH I V検査普及週間及び12月の世界エイズデーには、ラジオ放送や県ホームページ及び啓発資材の配布を通じて、広く県民に対して広報を行います。

- イ 本県では、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針に基づき、各保健所において検査・相談窓口を毎週1回設けています。また、平成24年度から夜間H I V抗体検査を渋川・富岡・東部の各保健福祉事務所において実施しています。

- ウ 感染者を様々な面からサポートし、安心して治療を受けることのできる体制づくりを推進します。

(3) 結核対策

【現状と課題】

ア 全国の様況

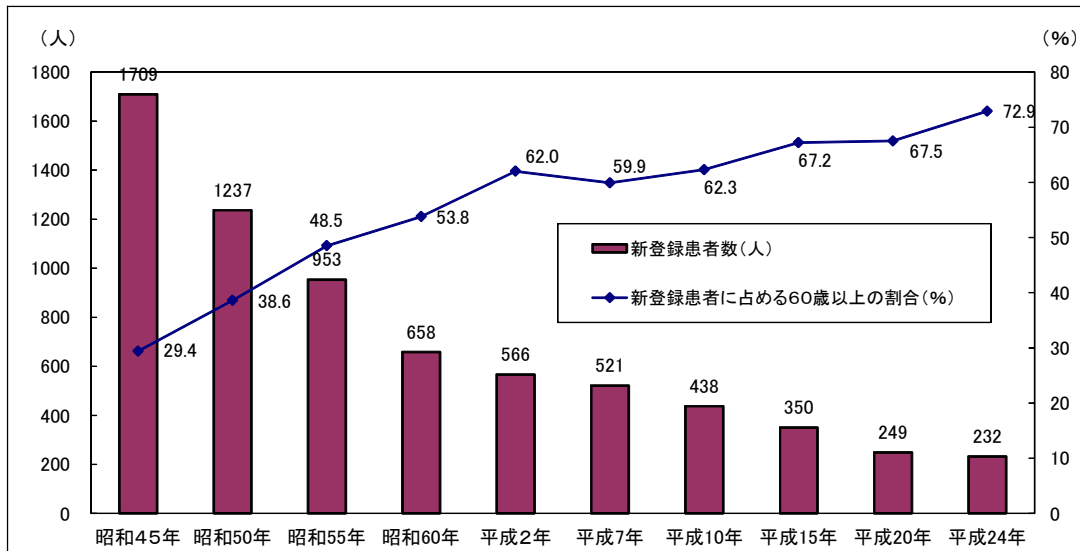
我が国の結核を取り巻く状況は、戦中戦後の大まん延を経験し、昭和26年の結核予防治法制定以来、国を挙げての取組や新薬の開発により、結核患者数を大幅に減少させるなど、飛躍的に改善されてきました。

しかし、現在においてもなお、年間約2万1千人の新規登録患者が発生するなど、結核は依然として我が国の主要な感染症の一つであることには変わりなく、近年では多剤耐性結核の発生や新登録患者中の高齢者患者の増加に伴う治療の困難性など新たな課題がみられます。

イ 本県の状況

平成24年の新登録患者数は232人となっており、昭和45年当時と比較すると7分の1以下まで減少しています。また、平成21年までおおむね減少し続けてきた新登録患者数は、その後3年連続で増加するなど予断を許さない状況です。

本県における新登録患者数の推移



〔資料〕群馬県保健予防課調べ

ウ 本県の課題

① 高齢者の結核

新登録患者数の約7割が60歳以上の高齢者となっていることから、高齢者が入所する社会福祉施設等での集団感染が懸念されます。

② 外国籍結核患者

本県の新登録患者数の約1割が外国籍となっていることから、外国人への知識の普及啓発が課題となっています。

③ 多剤耐性結核菌の出現

結核治療の自己中断や再治療の繰り返しなどにより、抗結核薬に耐性を持つ多剤耐性結核菌が出現しており、服薬指導等の患者支援の強化が必要です。

④ 定期健康診断

市町村等が実施している結核の定期健康診断受診率が年々低下しており、受診率向上が課題となっています。

⑤ 結核病床数

近年の結核患者の減少に伴い、結核病床利用率は県平均で50%前後を推移していることから、本県の実情に合わせた適正な結核病床数の検討が必要です。

【施策の方向】

ア 高齢者の結核

高齢者は既感染率が高いことから、定期的な健康診断の実施及び有症状時の受診勧奨を推進します。

イ 外国籍結核患者

外国人が多く居住する県東部地域を中心とした結核の普及啓発に取り組みます。

ウ 多剤耐性結核菌の予防

結核患者に対する服薬支援（DOTS^{注1}＝ドッツ）を中心とした患者支援を推進し、治療完遂に努めます。

エ 定期健康診断

結核患者の早期発見及び集団感染を未然に防ぐため、市町村、医療機関及び社会福祉施設における結核の定期健康診断の一層の推進を図ります。

オ 適正な結核病床数

本県の結核対策として、機能的で質の高い結核医療体制を目指しつつ、結核患者の発生状況や結核病床利用率等を考慮しながら適正な結核病床数を整備します。

【目標】

No.	項目	現状		目標	
		数値	年次	数値	年次
1	結核罹患率 (10万人当たりの患者数)	11.6人	H24	10.9人	H29

注1 DOTS (Directly obserbed treatment, short-course) とは世界保健機構 (WHO) が推奨する対面服薬確認治療であり、患者が適切な用量の薬を服用するところを、医療従事者等が目の前で確認し、治癒するまでの経過を観察する治療方法

(4) 肝炎対策

【現状と課題】

- ア 肝炎は感染症であり、まん延を予防する必要があるため、感染者の早期発見が重要です。ウイルス性肝炎は適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態に進行するおそれがあることから、すべての県民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受検することが求められています。
- イ 肝炎は国内最大級の感染症であり、県内のB型肝炎の患者数は1,150人（全国約7万人）、C型肝炎の患者数は6,600人（全国約37万人）と推計されています。^{注1}
- ウ 肝炎ウイルス検査で陽性となった者が、医療機関を受診しない、受診しても治療を継続しない等、適切な医療を受けていないということが「厚生労働省肝炎等克服緊急対策研究事業」で報告されていることから、陽性者に対する受診勧奨が重要となっています。

【施策の方向】

ア 肝炎ウイルス検査の受検を促進

- ・ 本県では、肝炎ウイルス検査や肝炎ウイルスに関する相談事業、緊急肝炎ウイルス検査事業を推進しています。また、感染の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的に、平成14年度から、保健福祉事務所（保健所）において無料の肝炎ウイルス検査を実施しています。
- ・ 今後は、更なる肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検の勧奨を推進します。

イ 肝炎医療を提供する体制の確保

- ・ 本県では、平成20年度からC型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療に係る肝炎治療費助成制度事業を開始し、平成22年度からはB型ウイルス性肝炎の核酸アナログ製剤治療に係る医療費も助成事業の対象とするなど、肝炎患者等の治療しやすい環境を整え、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止に取り組んでいます。
- ・ すべての肝炎患者等に個々の病態に応じた適切な治療を継続して提供できるよう、肝疾患診療連携拠点病院と肝疾患専門医療機関の連携体制の強化を推進します。

注1 県内患者数については、県内医療機関（200医療機関）に対して実施した実態調査（平成20年2月から3月）から、全国の患者数については、国の患者調査（平成20年）から、それぞれ推計

群馬県肝疾患診療連携拠点病院

(平成26年4月1日現在)

医療機関名	二次保健医療圏
群馬大学医学部附属病院	前橋保健医療圏
〃 (肝疾患センター)	前橋保健医療圏

群馬県肝疾患専門医療機関

(平成26年4月1日現在)

医療機関名	二次保健医療圏
前橋赤十字病院	前橋保健医療圏
済生会前橋病院	前橋保健医療圏
群馬中央病院	前橋保健医療圏
高崎総合医療センター	高崎・安中保健医療圏
黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	高崎・安中保健医療圏
西群馬病院	渋川保健医療圏
伊勢崎市民病院	伊勢崎保健医療圏
公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡保健医療圏
くすの木病院	藤岡保健医療圏
公立富岡総合病院	富岡保健医療圏
公立七日市病院	富岡保健医療圏
原町赤十字病院	吾妻保健医療圏
利根中央病院	沼田保健医療圏
沼田病院	沼田保健医療圏
桐生厚生総合病院	桐生保健医療圏
東邦病院	桐生保健医療圏
太田記念病院	太田・館林保健医療圏
館林厚生病院	太田・館林保健医療圏

ウ 肝炎に関する正しい知識の普及

県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握するとともに、肝炎についての正しい知識を持てるよう、普及啓発に取り組みます。